

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153カ国に 155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介します。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

産活法を利用した第二会社方式

いわゆる第二会社方式による事業再生スキームは、従来から中小企業の再生手法としてよく利用されている手法であるといえますが、第二会社方式にはいくつかの固有の課題が存在しています。2009年4月の産業活力再生特別措置法(産活法)の改正において、新たに中小企業承継事業再生計画の認定制度が創設され、事業にかかわる許認可の承継、税負担の軽減、低利融資等、第二会社方式が抱える課題を解決するための具体的な支援策が措置され、中小企業再生における第二会社方式の有効利用が制度的に後押しされることになりました。

本ニュースレターでは、認定中小企業承継事業再生計画に従って第二会社が事業を承継した場合の具体的な支援措置についてご説明いたします。

産活法の改正と第二会社方式が抱える課題に対する支援措置

2009年4月30日に公布された改正産活法において、中小企業の事業再生支援の強化策として、財務状況が悪化している中小企業者の事業を他の事業者に承継させ、その再生を図ることを支援するため、新たに「中小企業承継事業再生計画」の認定制度が創設されました。既存の会社の優良品部門を事業譲渡や会社分割によって切り出すことによって事業の継続・再生を図るいわゆる第二会社方式においては、事業にかかわる許認可の再取得の必要性、資産の移転にかかわる税務コストの発生、新規の資金調達等、スキーム固有の課題が存在していますが、認定中小企業承継事業再生計画に従って第二会社が事業承継する場合には、これらの課題を解決するための以下の支援措置が講じられました。

許認可承継の特例

改正産活法において、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた場合には、第二会社が事業にかかわる許認可を事業の承継とともに承継できる特例が設けられ、事業期間に空白が生じないような措置が講じられました。事業と一体的に許認可が承継され、計画が認定されれば許認可が得られることが確実となるため、スポンサー等の協力が得やすくなると考えられます。また、計画申請と許認可承継の窓口が一本化されることにより、手続が簡素化されました。なお、現時点においては、この特例の対象となる具体的な許認可は下記の7種類の許認可となっています。

- 旅館業許可 (旅館業法第3条第1項本文の規定による許可)
- 建設業許可 (建設業法第3条第1項の規定による許可)
- 火薬類製造・販売業許可 (火薬類取締法第3条および第5条の規定による許可)
- バス事業、タクシー事業許可 (道路運送法第4条第1項の規定による許可)
- ガス事業許可 (ガス事業法第3条および第37条の2の規定による許可)
- 熱供給事業許可 (熱供給事業法第3条の規定による許可)
- トラック事業許可 (貨物自動車運送事業法第3条の規定による許可)

資産の移転にかかわる税負担の軽減

2009年度税制改正においては、改正産活法に規定された中小企業承継事業再生計画に基づいて第二会社を設立した場合等の登記にかかわる登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税および不動産取得税を軽減する措置が手当てされました。

登録免許税

	登記事項	本則税率	軽減税率
商業登記	株式会社の設立または資本金の額の増加	0.70%	0.35%
	分割による株式会社の設立または資本金の額の増加 (資本金が純増しない部分)	0.15%	0.10%
	分割による株式会社の設立または資本金の額の増加 (資本金が純増する部分)	0.70%	0.35%
不動産登記	事業譲受による不動産の所有権移転(土地)	1.00%(*1)	1.00%(*1)
	事業譲受による不動産の所有権移転(建物)	2.00%	1.60%
	分割による不動産の所有権移転	0.80%	0.20%

(*1) 租税特別措置法第72条に基づく優遇税率適用後の税率

不動産取得税

取得の形態等	本則税率	軽減税率
事業譲受による不動産の所有権の取得(土地)	3.00%(*2)	2.50%
事業譲受による不動産の所有権の取得(建物)	4.00%(*3)	3.33%
分割による不動産の所有権の取得	非課税(*4)	非課税

(*2) 地方税法附則第11条の2に基づく優遇税率適用後の税率。宅地についてはさらに軽減税率(1.5%の適用があります(地方税法附則第11条の5)。

(*3) 住宅以外の家屋に対する税率。住宅については別途軽減税率(3.00%)の適用があります(地方税法附則第11条の2)。

(*4) 地方税法第73条の7第2号、地方税法施行令第37条の14

金融支援

中小企業承継事業再生計画の認定を受けた計画については、第二会社において必要となる事業譲渡の対価および運転資金についての資金供給を円滑にするため、以下の金融支援策が措置されることとなりました。

日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫による下記のような条件の新たな制度融資が導入されました。

- 貸付利率： 特別利率 (基準金利 - 0.9%) による低利融資
- 貸付限度： 設備資金の上限 7億2千万円(運転資金との合計額)
運転資金の上限 4億8千万円
但し、特別利率 による貸付けは設備資金および運転資金の合計で2億7千万円が上限
- 貸付期間： 設備資金 15年以内
長期運転資金 7年以内

中小企業信用保険法の特例

通常の保証限度額(普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円)に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができますこととなりました。

中小企業投資育成株式会社法の特例

第二会社が資本金の額が3億円を超える株式会社であったとしても、中小企業投資育成株式会社が出資を行うことが認められることとなりました。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

トランザクション/ M&A 部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐野勝也	03-5251-2774	masaya.sano@jp.pwc.com
(事業再生チーム)			
パートナー	久保田英夫	03-5251-2738	hideo.kubota@jp.pwc.com
シニアマネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com

トランザクション/M&A 部 事業再生チーム

昨年後半からの急激な経済環境の変化は過剰債務を抱える企業の早期の事業再生の必要性を再認識させることとなりました。さらに最近では、DIP 型会社更生手続、事業再生 ADR、産活法における第二会社方式等の新たな事業再生手法を活用するための法制度の整備も進んできました。このような環境下、当法人においても事業再生案件にスピーディーに対応させていただくため、トランザクション/M&A 部において事業再生の専門チームを発足させました。事業再生チームでは、数々の事業再生手法を法律面、税務面の双方から熟知した経験豊富な再生税務のプロフェッショナルが税務コストの最小化を図り、再生企業の M&A や再建計画の成功を税務面からサポートします。また、PwC Japan のコンサルティング部門である PwC アドバイザリー株式会社のビジネスリカバリーサービス (BRS) チームと連携し、事業再生手法の選定の段階から再建計画の立案、そして再建計画の遂行のモニタリングまでの全体のプロセスの中で、適切かつ有効な事業再生に関する税務アドバイスをご提供します。